

(別紙2)

令和7年度 茨城県特別支援教育充実事業に係る特別支援教育巡回相談実施要項

茨城県立鹿島特別支援学校

1 特別支援教育巡回相談の事業内容

特別支援教育巡回相談員(特別支援学校コーディネーター)が、学校等からの要請に応じて、教員等に対し、障害のある児童等の教育に関する助言・援助を行う。

さらに、相談内容によって、特別支援教育に関する専門的な知識・技能を有する者(大学教授、医師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、教員 OB 等)の助言・援助が必要な場合には、県立特別支援学校が専門家に派遣を要請し、相談を行う。

2 特別支援学校が行う相談

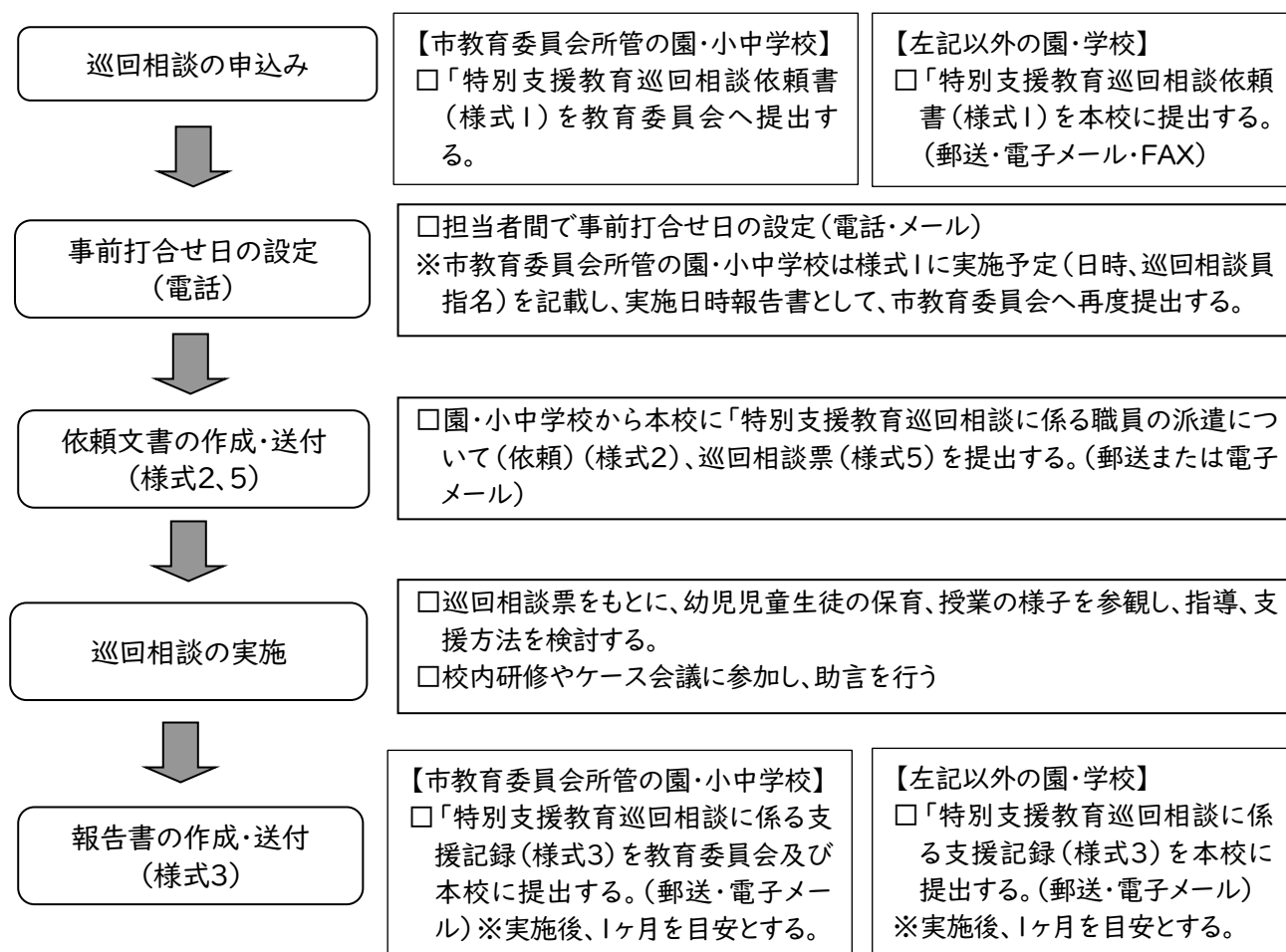
(1) 目的

各県立特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことで、特別支援教育の充実を図る。

(2) 内容

- ① 授業づくりや保育・指導に関する助言(児童等の実態把握や評価、個別に教育支援計画や個別の指導計画作成に係る助言、ケース会議での助言を含む)
- ② 特別支援教育に関する校内研修や保育・授業研究に係る研究協議での講師
- ③ 就学・進学や就労等に関する支援や情報提供(県立特別支援学校等の学校見学を含む)

3 巡回相談の手続き



4 巡回相談の範囲

本校学校区の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等

5 経費

特別支援教育充実事業費より負担する。